

令和2年第4回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和2年12月4日（金）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和2年12月4日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第13号 専決処分事項の承認について
 - 日程第6 議案第14号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第7 議案第15号 工事請負契約の締結について
 - 日程第8 議案第16号 有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第17号 有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第18号 有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第19号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第12 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和2年12月4日 午前11時08分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 高巢泰廣
監 査 委 員	近藤克也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事務局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次長兼介護保険課長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総務課審議員兼会計室長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業務管理課東部環境センター施設長	徳 永 惣 一
	第1衛生センター施設長	浦 田 武 男
消防本部	消 防 長	堀 幸 夫
	次 長	村 上 博 恭
	総務課長兼建設室長	村 上 和 浩
	消 防 課 長	卯 野 木 賢 信
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒尾消防署長	高 木 伸 二
	玉名消防署長	吉 永 浩 敏
	総務課課長補佐	西 村 澄 生

7. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み
4 番	菰 田 正 也
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	西 川 裕 文
9 番	江 田 計 司
10 番	松 田 幸 二
11 番	大 城 戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲 太 郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍 之 介

8. 職員出席者

職	氏 名
書 記	中 村 淳 児
記 録	長 田 享

開会（午前10時00分）

江田議長 ただいまから、令和2年度第4回 有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。3番 野田議員、16番 荒木議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。

会期は、本日12月4日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日12月4日の1日限りと決定いたしました。

日程第3、代表理事挨拶をお願いいたします。

浅田代表理事 議長。

江田議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 おはようございます。本日は、令和2年第4回 組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。皆様方には、平素から組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、令和2年組合定例会も本議会を残すのみとなりました。議員各位におかれましては、1年にわたり組合運営に際し、慎重なる御審議を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程申し上げます議案でございますが、専決処分事項の承認について、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、工事請負契約の締結について及び条例の一部改正が3件、並びに令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算の計7議案を御提案申し上げます。

なお、議案の説明等につきましては、事務局及び消防より説明を致させますので、議会におかれましては上程いたしております議案につきまして、慎重な御審議を賜り原案のとおり御承認賜りますよう、お願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

江田議長 日程第4、これより一般質問を行います。5番 吉田議員より通告がっておりますので質問を許します。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 おはようございます。玉名市選出の吉田憲司です。

コロナの感染拡大が一向に収まりませんが、マスク・手洗いなど基本的なことを続けるしかありません。必ずゴールはあると思いますので、頑張りましょう。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

まず、着々と工事が進んでおります消防本部と玉名消防署の統合庁舎の出場体制について

伺います。

今日も、ここへ来るとき新庁舎の前を通ってきました。地域住民の皆様の期待も膨らんでいると思います。ただ、先日こんな話を聞きました。私の同級生の親戚の方がですね、「築地にマンションの建ちよるけん、あれば買おうかな」と話をされていたそうです。いまいち浸透していないんだなとも思いました。

また、あの前を通るたびに思うのが、新統合庁舎の前は玉名市街地方面へは必ず信号待ちの車が停車をしており、右折の緊急車両がスムーズに出場できるか、ちょっと気掛かりではあります。

その新統合庁舎ですが、現玉名消防署がなくなり、新統合庁舎として正式に運用を開始するのはいつからなのか、改めてお伺いいたします。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 消防長。

堀消防長 おはようございます。本日は大変お疲れさまです。消防本部の堀でございます。

吉田議員の一般質問について、お答えいたします。

統合庁舎の運用開始につきましては、3月1日を予定しているところでございます。統合庁舎の引き渡しが1月末日で、その後、2月中に引っ越し作業、それから指令末端の切り替え作業を2月下旬に実施いたしまして、3月1日からの統合庁舎での運用開始を予定しているようなところでございます。

以上です。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。3月1日に運用開始をされるということでした。

私も在職中、新荒尾消防署の引っ越しをやりました。非常に大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

では、次に新統合庁舎の配備車両及び人員等の出場体制についてお伺いをします。

以前の一般質問でもお伺いをしましたが、「単純に現玉名消防署と西庁舎の人員と車両が合わさる足し算になる」と答弁をいただきました。

そうすると、通常の勤務人員、最低人員ともいいますが、これが15名、そして、それぞれの車両を持ち寄るということによろしいでしょうか。人員や配備車両に増減があるのか、お伺いいたします。

あわせて、その他の荒尾消防署はじめ各分署、庁舎は出場体制に変わりはないのか、お伺いをいたします。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 堀消防長。

堀消防長 ただいまの吉田議員の質問にお答えいたします。

統合庁舎におきます配備車両及び人員につきましては、現在の玉名消防署と西庁舎を合わ

せるものであり、基本的な出場体制に関する車両と人員の増減はございません。

現在の玉名消防署の消防車両4台と西庁舎の消防車両1台を合わせた5台の災害時の出場体制となり、出場人員は15名で運用していくこととなります。

なお、現在荒尾消防署に配備しております10トンの水を積載しました水槽車、これと大規模な事故が発生した場合に、けが人の搬送等に出場する支援車、これはマイクロバスなんですけれども、この2台につきましては、有明管内の中心に位置する統合庁舎に配置する予定でございます。また、玉名消防署と西庁舎以外の有明管内の署、分署につきましては、出場体制に変更はございません。

以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。出場体制に変わりはないけれども、荒尾消防署から10トンの水槽車と災害支援車が統合庁舎に配備をされるということだったと思います。その他の署、分署、庁舎にあっては現状のままということですね。

統合庁舎の職員は出場範囲が広がります。現玉名消防署では考えられませんが、築地の統合庁舎になると、玉名消防署としての戦力であっても荒尾市の金山、麓付近、それから長洲町の宮野、折崎付近ぐらいまでは、おそらく全員が出場することになるのではないのでしょうか。

統合庁舎の職員は、出場範囲も広がり、また配備車両台数も増えて大変だと思いますが、頑張ってくださいというふうに思います。

今日は、お許しをいただきですね、先日議員の皆様へ配付されました令和2年度の消防年報の1ページにある管内地図を配付させていただきました。お手元に届いてますでしょうか。

現玉名消防署だけが違う色で塗ってあります。これが3月1日からなくなるということになります。その地図にですね、先ほど答弁にありました現場の職員数を記入してみると、より具体的に戦力の配置が分かるかなと思います。

新しい築地の統合庁舎は15名、県境付近の荒尾消防署は12名、隣の緑丘庁舎が3名、そして、各分署にあっても全て3名になります。長洲分署3名、天水分署3名、玉東分署3名、和水・菊水分署3名、和水・三加和分署3名、南関分署3名、それが今の有明管内の消防力の現状になります。

また、有明広域は高速のインターチェンジを2カ所抱えています。高速の上りも下りも救急や火災があれば出場しなければなりません。当然のことですが、一旦高速に入れば、すぐに出ることはできません。これも玉名消防署が廃止をされ、統合庁舎ができたことにより、どのような災害対応になるのか、その辺も注視していかなければならないと思います。

そのことを念頭に次の質問に移ります。

次は、消防本部と県北病院の連携について伺います。

消防と医療機関は切っても切れない運命共同体のような部分があります。大規模災害時の

拠点としての役割や救急事案の事後検証、あるいは救急医療体制の方針などを検討する有明広域メディカルコントロール協議会の定期的な開催。また、各医療機関においてドクターやナース、消防職員が参加をし、実施される症例検討会などが実施をされています。また、救急救命士の定期的な病院研修も管内の医療機関で行われています。

そんな中、荒尾市民病院より一足早く県北病院が間もなくオープンをしようとしています。たしか新統合庁舎と同じ頃にオープンだったと思います。そこで救急医療体制における新病院の診療科目等の情報は入っていますでしょうか。我々玉名市議会は、ちょうど1年前、小児科の24時間態勢を求める決議書を県北病院へ提出をしています。

また、新病院設置の中で脳外科を新設する旨の方針があったと記憶をしております。地域住民も、このことについては、非常に高い関心を持っておられると思います。これら救急医療体制にかかる特に小児科と脳外科の設置を含め、診療科目について3カ月を切った今、消防側で把握をされているのか、伺います。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 吉田議員の質問にお答えいたします。

熊本県北病院と消防本部の連携、非常に大事なところでありまして、現在、救急ワークステーション構想のために適宜検討を重ねている状況でございます。

この会議の中におきまして、新病院の体制であったり、診療科目等につきまして、若干の説明をいただいているようなところでございます。なお、小児科医療につきましては、現在医師3名で24時間診療体制となっております。また、脳外科診療につきましては、非常勤医師1名での診療体制となっておりますが、今後の診療体制につきましては、正式にはお聞きしていない状況になります。

ただ熊本県北病院の中期計画及び計画におきまして、救急医療及び小児医療の充実、脳卒中患者の段階的な受入れ強化等が掲げられていますので、今後もしっかりと連携を図り、救急医療の充実・強化に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。今の段階では脳外科は、ちょっと厳しいかなということでしたが、小児科は24時間でやられるということでしたので、これは一歩前進かなというふうに思います。

次は、今後の転院搬送について伺います。

病院から病院へ搬送することを転院搬送といいます。これは本来であれば、医療機関が自前で救急車を保有し、運転も処置も観察も医療機関が行うべきと思います。

現玉名中央病院から消防側へ転院搬送の依頼件数は、年間約200件弱です。以前の一般質問でも申し上げましたが、玉名中央病院から熊本市内の医療機関まで搬送となりますと、まず署から出場して帰署するまで約3時間弱かかります。その間3名の人員が車両とともに

2市4町の管内から外へ出ていきますので、有明広域全体の消防の戦力からすると非常に大きなダメージになります。

そこで注目されるのが、熊本型ヘリ救急搬送体制です。熊本県は日赤病院の屋上に待機をしているドクターヘリと熊本空港に待機している防災ヘリの2機体制で運用をしています。ヘリでの転院搬送も可能です。新病院にも屋上にヘリポートが整備されましたので、ヘリでも可能になります。荒尾市民病院のように転院搬送があまりなければ、それに越したことはないのですが、救急車で、しかも陸路で搬送し消防力を低下させるより、今後はヘリでの搬送、あるいは病院の救急車で病院のスタッフでの搬送を県北病院へ要請するようなお考えがあらわれますでしょうか。その点をお伺いいたします。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 ただいまの吉田議員の質問にお答えいたします。

転院搬送につきまして新病院へ、ヘリ搬送をお願いするのかというような御質問ですが、現在もヘリ搬送されている状況にはあります。今後、新病院が開院しますと、吉田議員が言われましたように屋上にヘリポートが設置されるわけですので、患者さんの疾病状態、陸路での搬送時間と体への負担、それから天候、時間帯等を考慮しながら医師が判断されることと認識するところでございます。

ヘリ搬送につきましては、傷病者の状態にあわせて有効的に活用することが望ましいと考えます。

また、消防が行う転院搬送につきましては、原則医師の判断で緊急性や専門医療の必要性があり、他の搬送手段がない場合と考えています。熊本県北病院との協議の中で病院自体での転院搬送の実施についても要望していき、地域の実情に応じて双方が行う転院搬送の条件等につきましても、事前に協議をしておくことも必要と考えます。

今後、熊本県北病院におきまして、転院搬送を実施していただくならば、統合庁舎に配備します救急車の不在時間が大幅に解消されます。2台の救急車が出場可能となり、住民の安心と救急サービスは充実することになると思います。

以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。今、消防長が言われたとおりだと思います。事前の要望、それから事前の協議、よろしく願いいたします。

では、最後にワークステーション構想について、お伺いします。

ワークステーション構想とは、救急車、救急隊を医療機関に待機させ、医療機関からドクターやナースを同乗させ災害現場へ出場し、早期の医療介入等を目的とするものです。

しかし、これを実施するには、結構厳しいハードルがあると思います。消防側、医療機関側の人員の問題です。ただでさえ双方とも地域住民の命を守るという崇高な業務でありなが

ら、ギリギリの人員での勤務態勢だと思えます。しかも、このコロナの厳しい状況が続いています。このワークステーションを実施されるのか、実施するのであれば、どのような形で行うのかお伺いたします。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 吉田議員の救急ワークステーション構想についての質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在、ワークステーションにつきましては、実施に向けて病院関係者と検討を重ねている状況でございます。

まず、救急ワークステーションの目的としましてはですね、吉田議員もちよつと言われましたように、救急隊員の生涯研修体制を確立して医療の質を確保することと、医療機関者と顔の見える関係づくり、これを行いましてですね、地域住民の救命率の向上、それから、救急医療のサービス向上を目指すものでございます。

救急ワークステーションの形態につきましては、統合庁舎に配備します2台の救急車のうち、1台を熊本県北病院へ出向させる派遣型を予定しているところです。出向した救急隊におきましては、病院内で研修を行いながら、直近で救急事案が発生した場合には、すぐに出場するような体制をとる予定でございます。

以上です。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。統合庁舎の2台のうちの1台を派遣型で出向させるということでしたけれども、私はですね、救急車、救急隊だけを切り離し、医療機関に常駐させるとなれば、新統合庁舎を建設意味さえ揺らいでくると思えます。

やはり戦力は、束ねておいたほうが様々な災害に対応できるバリエーションが広がります。有明広域は専属の固定された隊ではありません。ある時は救急車で、ある時はポンプ車で、ある時は、はしご車で、ある時は10トン水槽車で、その災害に応じて乗り換えて出場しなくてはなりません。

そして、このことに対応するたくさんの訓練や、様々な事務処理もこなしていかなければなりません。そういうことから、バラバラにしていると2市4町全体の消防力の低下につながる懸念があります。したがって、私はワークステーション構想は再検討すべきと考えます。

私は、優先順位からいくとワークステーションではなく県北病院が、まず救急の受入れ拒否をなくし、それと同時に県北病院からの転院搬送をなくすことが有明広域の消防力を維持し、それが有明広域15万人の生命・身体・財産を守ることに繋がると私は思います。

玉名中央病院の年間の救急受入れ拒否件数は、平成30年が113件、令和元年が126件です。拒否されたら大体熊本市内の医療機関へ搬送せざるを得ません。それと、玉名中央病院から熊本市内の医療機関へ搬送する転院搬送は、平成30年は170件、令和元年が186件あります。この受入れ拒否と転院搬送を合計すると300件を超えてきます。医療機関として救急の受入れ体制が改善をされ、それから消防側がワークステーションができるの

か、できないのか、その議論に入るべきと私は考えます。

何度も言いますが、それが有明広域2市4町から、まず消防力である人員や車両をなるべく2市4町の外へ出さないこと。そして、戦力はまとめて束ねておくこと、これが管内15万人の生命・身体・財産を守る大前提だということを強く強く指摘をして、私の今回の一般質問を終わります。

江田議長 以上で吉田議員の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終わります。

日程第5、議案第13号、専決処分事項の承認についてを議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号、専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

令和2年12月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

議案書の2ページでございます。

専決第1号、専決処分書、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月6日、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

議案書の3ページでございます。

有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

専決処分を行った経緯でございますが、令和2年度人事院勧告により、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務員の年間の支給月数を比較したところ、民間の支給割合である4.46月を上回ったことから、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるといった勧告がなされております。

期末手当の減額を行う場合、12月の期末手当の基準日である12月1日以前に条例を改正する必要があります。それを受けまして、組合臨時会の改正を検討いたしておりましたが、構成市町におきましても、人事院勧告による臨時会が予定され調整がつかず、組合臨時会の日程調整が困難をきわめたことから、地方自治法第179条に規定する専決処分事項に

該当するとの判断に至り、やむを得ず11月6日付けで専決処分を行い、今議会に報告し、御承認を求めるものでございます。

なお、専決処分につきましては、11月20日の組合議員全員協議会開催時に議員の皆様にご説明を申し上げたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第13号、専決処分事項の承認については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり承認いたしました。

日程第6、議案第14号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

二階堂会計管理者。

二階堂会計管理者 おはようございます。会計管理者の二階堂でございます。

私のほうから議案第14号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するため、御提案するものでございます。

続きまして、別紙でお配りしております平成31年度一般会計歳入歳出決算書につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の5ページをお願いいたします。

収支の状況でございます。歳入総額51億9,825万2,663円、歳出総額49億4,664万6,042円、歳入歳出差引残額2億5,160万6,621円でございます。

また、歳入歳出差引残額のうち、4,820万9,000円につきましては、地方自治法第

233条の2の規定により、基金への積み立てを行っております。

次ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細書等につきましては、11月20日、金曜日の決算勉強会で事前に御説明申し上げているとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

江田議長 続きまして、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

近藤監査委員。

近藤監査委員 おはようございます。

監査委員の近藤でございます。平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の審査につきまして、意見を申し述べさせていただきます。

審査に付されました平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第166条、同法施行規則第16条に準拠して調整され、関係諸帳簿、証拠書類と係数は符合し、いずれも適正に表示されているものと認めました。

以上でございます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第14号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり認定いたしました。

日程第7、議案第15号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第15号、工事請負契約の締結について、南関分署庁舎建設工事について、次のとおり請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会

の議決を求める。

令和2年12月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

1、契約の目的、南関分署庁舎建設工事。

2、契約の方法、条件付き一般競争入札。

3、契約金額、3億140万円（税込み）。

4、契約の相手方、熊本県玉名郡南関町大字関町1236番地、津留建設株式会社、代表取締役、津留克也。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものである。

なお、詳細につきましては、消防長より御説明申し上げます。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 消防本部の堀でございます。すみません。別紙資料を御覧ください。1枚めくりまして、議案第15号資料になります。議案第15号資料でございます。

南関分署庁舎建設工事に係る経過について、御説明いたします。

令和2年10月6日、入札公告をいたしまして、10月26日開札いたしました。結果につきましては、3社が応札1社が辞退となりまして、津留建設株式会社が2億7,400万円で落札候補者となりました。

10月29日、落札候補者の事後審査の承認をいただきまして、同日仮契約の締結を行っているところでございます。

落札率につきましては、99.09%でございました。

以上でございます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第15号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第16号、有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の6ページでございます。

議案第16号、有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について。

有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、玉名市及び和水町の市町村合併による普通交付税の合併算定替えの特例措置が令和2年度で終了することに伴い、当組合負担金条例の消防費において所要の整備を図るものである。というものでございます。

議案書の7ページでございます。

有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例。

有明広域行政事務組合負担金条例の一部を次のように改正する。

別表、消防費の項、関係市町の欄中「ただし、玉名市の負担金は旧玉名市、旧岱明町、旧横島町及び旧天水町を合計した額とし、和水町にあっても、旧菊水町及び旧三加和町を合計した額とする」を削る。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年度予算から適応するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御承認のほど、よろしく申し上げます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第16号、有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第17号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをお願いいたします。

議案第 17 号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 月 24 日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和 2 年 8 月 27 日に公布されたことに伴い、当組合火災予防条例においても、所定の改正を行う必要が生じたためである。というものでございます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理、並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に規定されている急速充電設備の出力の上限を 200 キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに従前の規定についても急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準について、所要の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の有明広域行政事務組合火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第 17 号、有明広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第18号、有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第18号、有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年12月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑み、当組合の特殊勤務手当についても、感染症の発生の予防及びまん延の防止にかかる業務に従事する職員に対する防疫等作業手当を新設するとともに、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例を設けるため、所要の整備を図るものである。というものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用するというものでございます。

また、防疫作業手当の特例といたしまして、消防職員が新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、緊急に行われた措置に係る作業であって、代表理事が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第11条の規定は適用せず、手当の額は1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して、または、この者に長時間にわたり接して行う作業、その他、代表理事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円とする。というものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。御承認のほど、よろしく申し上げます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、吉田議員。

吉田議員 玉名市の吉田です。18号議案について質問をしたいと思います。

このコロナの感染症の患者さん、それから場所、もしくは消毒作業に従事した消防職員に支給するということが、ここに明記をされています。

具体的に、どのようなときに支給をされるのか、その想定をちょっと教えていただきたい

と思います。

村上総務課長兼建設室長 議長。

江田議長 村上総務課長兼建設室長。

村上総務課長兼建設室長 消防本部総務課長兼建設室長をしております村上です。

ただいまの吉田議員の御質問にお答えします。

防疫手当等につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者さんを搬送した場合、その除染の作業を現在荒尾消防署、それと玉名消防署のほうで行っております。

除染時間につきましても、1時間程度の作業がかかるということで、感染防止を考えまして、該当する職員につきましても最低人員というところで3名で今、除染作業をしております。

あわせて特例の部分になりますけれど、こちらにつきましては、救急隊が現在救急搬送、それと緊急性の必要がない場合については、移送業務ということで、こちらについては、保健所からの要請があった場合に直接陽性の患者さんと接する作業ということで、特例の部分という位置づけで考えております。

以上でございます。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁いただきました。これですね、ここに書いてあるのは防疫作業手当、「1日につき」というふうに書いてあります。

去年の救急救命士の手当のときにもですね、ちょっと質問させていただいたんですけど、あの時は1当務につき幾らだったと思います。1当務というのは、御存じない方おられるかもしれませんが、消防職員は今日の8時半から明日の朝の8時半まで勤務します。これが大体「1当務(いっとうむ)」といいます、呼び方としては、1当務で救急救命士手当は幾らですよという、去年は可決をされたんですが、私としては1回幾らじゃないですかというお話をしたと思います。今回は「1日につき」と書いてあります。ということは、消防職員は、1当務勤務ですので、カレンダーをまたぎますね。これも本当であれば1回やったら幾らじゃないのかなと、私の中ではありますけれども、去年の救急救命士手当は1当務幾ら、この消毒とか搬送とかにかかったのは1日幾らというところのすみ分けを、この理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

村上総務課長兼建設室長 はい、議長。

江田議長 村上総務課長兼建設室長。

村上総務課長兼建設室長 総務課長の村上です。ただいまの御質問ですけれど、今回この議案を提案させていただきました背景につきましては、国のほうから通知があり、それと提案理由の説明の中でもありましたように、人事院の規則に基づき、これまで制定していなかった防疫作業手当等の部分を新設させていただきました、その特例という部分もお願いしているところでございます。

内容につきましては、熊本市消防局が今年5月に制定をされております。その条文等も参

考にさせていただきながら、最終的には国が示された例に基づき今回提案をさせていただいた次第ということになります。

先ほど1当務の考えにつきましては、現在消防本部のほうでは運用上どのようにするかというのを今後決めていくというところで考えております。

以上でございます。

江田議長 吉田議員に申し上げます。吉田議員の本件に関する発言は、既に2回におよびました。会議規則第54条の規定により、質疑は2回までとなっております。特に3回目の質疑を許可しますので、まとめてください。

吉田議員 議長、ありがとうございます。

本当は整合性があったほうがいいのかというふうに思いますけれども、国の指針がそういうふうになっておるということであれば仕方ありませんが、たぶん国のほうは消防職員がカレンダーをまたいで仕事をするという想定が、たぶん入ってないんだろうというふうに思います。その辺、私ちょっと疑問でしたので質問させていただきました。ありがとうございます。

議長、ありがとうございました。

江田議長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第18号、有明広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第19号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい。

江田議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第19号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)。

令和2年度、有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるとこ

ろによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,377万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

今回の補正の主な内容でございますが、衛生施設及び清掃施設建設に伴う交付税の確定による設置市町負担金の補正及び人件費におきまして、10月7日に発表された人事院勧告により、期末手当が0.05月分引き下げられたことに伴う期末手当の補正及び職員の人事異動に伴う補正並びに企画費の県補助金によるスクラムチャレンジ推進事業の交付額確定に伴う補正が主なものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入のほうから御説明をいたします。

1款 分担金及び負担金 2項 設置市町負担金でございます。

補正前の額1億7,110万円に、915万7,000円を追加し、予算現計を1億8,025万7,000円といたすものでございます。

これは衛生施設及び清掃施設建設に係る起債償還に伴う交付税の確定によるものでございます。

次に4款 県支出金 1項 県補助金でございます。補正前の額606万4,000円に、111万4,000円を追加し、補正後の予算現計を717万8,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、企画費においてスクラムチャレンジ推進事業県補助金の交付額の確定によるものでございます。

次に、8款 繰越金 1項 繰越金でございます。

補正前の額8,690万1,000円に、201万9,000円を追加し、補正後の予算現計を8,892万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、人事異動による人件費の補正並びに玉名市・玉東町清掃施設建設費におけるごみ搬入路整備事業として北坂門田～山ノ下線道路改良工事の補正により繰越金を追加するものでございます。

それでは、続きまして、有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書の第3号を御覧いただきたいと思います。補正予算書の3号と書いてある薄い資料でございます。資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 6目 消防費負担金でございます。

これは、消防費において令和2年度基準財政需要額が確定したことによる再算定に伴う補正でございます。総額での負担金の増減はございません。

それでは、歳出予算について御説明を申し上げます。

同じ資料の4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

はじめに2款の総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額8,241万9,000円から12万2,000円を減額し、予算現計を8,229万7,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い3節 職員手当12万2,000円を減額いたすものでございます。

次に、2項 企画費 1目 企画費でございます。

補正前の額3,555万6,000円に103万6,000円を追加し、予算現計を3,659万2,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告により職員手当7万8,000円を減額いたすものでございます。

また、スクラムチャレンジ推進補助金事業に伴い10節 需用費で12万6,000円の増額、11節 役務費で121万2,000円を増額並びに事業内容の見直しに伴い、13節 使用料及び賃借料にて22万4,000円の減額をいたすものでございます。

次に、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございます。

補正前の額5,344万8,000円から6万2,000円を減額し、予算現計を5,338万6,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告により職員手当6万2,000円を減額いたすものでございます。

次に、総合支援費でございます。

補正による増減はございませんが、職員の人事異動並びに人事院勧告に伴い、2節 給料7万8,000円の増額、3節 職員手当7万8,000円の減額をいたしております。

5ページをお願いいたします。

4款 衛生費 1項 衛生総務費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額4,278万4,000円に189万2,000円を追加し、予算現計を4,467万6,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動並びに人事院勧告により、給与47万2,000円、職員手当121万7,000円、共済費20万3,000円の増額でございます。

次に、3項 清掃費 1目 第一衛生施設管理運営費でございます。

補正前の額1億6,254万7,000円から5万5,000円を減額し、予算現計を1億6,249万2,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告により3節 職員手当5万5,000円を減額いたすものでございます。

次に、3目 クリーンパークファイブ施設管理運営費でございます。

補正前の額5億3,704万円から9万4,000円を減額し、予算現計を5億3,694万6,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告により職員手当9万4,000円の減額をいたすものでございます。

次に、5目 1市3町清掃施設建設費でございます。

補正前の額4,000万5,000円に63万7,000円を追加し、予算現計を4,064万2,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、建設事業の起債償還による交付税の確定に伴う増額分を積立金に充当するものでございます。

次に、6目 東部清掃施設管理運営費でございます。

補正前の額7億3,761万3,000円から4万9,000円を減額し、予算現計を7億3,756万4,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い、職員手当4万9,000円を減額いたすものでございます。

次に、7目 玉名市・玉東町清掃施設建設費でございます。

補正前の額1,191万1,000円に331万円を追加し、予算現計を1,522万1,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、山ノ下黒石線工事負担金の額の確定に伴い、15万2,000円の減額、また、ごみ搬入路整備事業として北坂門田～山ノ下線道路工事負担金といたしまして、346万2,000円の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。

補正前の額18億6,812万3,000円から330万7,000円を減額し、予算現計を18億6,481万6,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴い、職員手当330万7,000円を減額いたすものでございます。

次に、7款 予備費でございます。補正前の額1,050万円に910万4,000円を追加し、予算現計を1,960万4,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告による給与改定に伴う減額分並びに衛生施設の建設事業に係る起債償還による交付税の確定に伴う増額分を予備費に充当するものでございます。

以上、組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第19号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、審査事項の付託についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があつております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年第4回 有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会(午前11時08分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

江 田 計 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

野 田 ゆ み

有明広域行政事務組合議会署名議員

荒 木 宏 太

以 下 余 白